

**司法書士法教育ネットワーク第7回定時総会・記念研究会  
小学生からの法教育～親子法律教室の取り組みを題材として～ (4-1)**

2015年6月21日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者：	脇坂幸司氏 金源成大氏	広島司法書士会（社会事業部） 福岡県司法書士会 (会場参加) 中山浩一氏 (会場参加) 植島浩二氏
	松本榮次氏 小平智志氏	兵庫県西宮市立小学校教諭 京都司法書士会
進行役：	浅井 健氏	司法書士法教育ネットワーク事務局次長

浅井 (登壇者のみなさんをご紹介。)

それでは、広島と福岡と京都と、それから松本さんのお話しを聞きながら、会場のいろいろなご意見とかアンケート結果を踏まえまして、これから的小学生の法教育をどうしていくのか、あるいは、今までの小学校向けの法教育はこんな内容だった、どういった問題点、どういう良かったところがあったのかと考えながら、みなさんと一緒に意見交換をしていきたいと思います。

今日のテーマとして、案内のとおり、小学校からの法教育を題材として進めているんですけれども。実際に今まで、日本司法書士会連合会（日司連）を含めて、小学校から法教育に取り組んでいこうということで、全国で10司法書士会。この10会に対して、司法書士法教育ネットワークからアンケートを実施させていただきまして、そちらの方から回答をいただいている。どういうきっかけがあって取り組んだのか。我々の考えていたことと、実際にやってみたときの子どもの反応、保護者の反応はどうだったのか、今後どのように進めていくのか、反省点など、そのあたりをアンケートさせていただいている。こういった統一的なアンケートは、今までとってなかったと思いますので、実際の現場の生の声を集計させていただきました。

事務局の川野さんの方から、アンケート結果の報告をお願いしたいと思います。配布している資料もご覧いただきながら、では、お願ひします。

### ★アンケート調査結果から

川野 司法書士法教育ネットワーク・事務局の川野歩です。よろしくお願ひします。  
ご覧いただきたい資料が、[資料1](#)と[資料2](#)です。

今回のアンケートですが。まず、今回の記念研究会のテーマを何にしようかと考えたときに、親子法律教室が、2014年度には全国で10司法書士会で開催されるまで取り組みが広がってきたと。さかのぼって広島司法書士会（広島会）さんが2009年から独自の教材でずっと始められてきて、福岡県司法書士会（福岡県会）さんが教材を開発されたのが2012年、この「解釈のちから」を開発されたことによって、ここまで広がってきて、結構大きな流れとして、小学生向けの法教育ということができてきているので、一度ここで立ち止まって、今までの実績がどうだったのか振り返ってみようということと、そして、これから先の展望ですね。さらにどんなことが司法書士として提案していくのかということを考えようということで、アンケートを実施しようということになりました。

いろいろ結果を見ていると、使われている教材は「解釈のちから」がほとんどです。広島会さんが毎年、独自の教材を一から作られている以外は、ほとんど「解釈のちから」を使ってされているということが、資料1の一覧表の基本

情報から見てとれます。教材がパッケージとして出来上がっているというのが、大きな力だと感じることができます。

対象学年はいろいろ幅広くされていまして、3年生から6年生まで、人数は少ない会もありますが、かなり幅広く実施されています。

資料2に、なぜ、小学生に「法」を教える授業をしようと思ったのか（問2）というところにまとめてあります。やるきっかけは、日司連からの「やれ」という号令があったからとか、執行部からの「やれ」という号令があったからとか、いろいろあるんですけども。小学生に、早い段階から考えてほしいという思いはみなさんお有りで取り組んでこられたようで。実際やってみるとなると、なかなかふわふわした内容になりがちなところ、みなさんそれぞれ工夫されていろいろ取り組んできたということが、資料2の回答の方からも読み取れるようになっています。

このあたり、実践結果、得られた効果については、これから第1部の方でそれぞれ広島会さん、福岡県会さんからそれぞれご報告をいただいて、それぞれ詳しく考えていきたいと思います。第2部の方では、小学校、学校現場で取り組んでおられる松本さんから。この取り組み、親子法律教室はイベント的に開催されて、初対面の子どもたちの中でやるという企画がほとんどですが、そうではなくて、日常、学校現場の方で司法書士が参加していって、法律教室を提案していくというのはどういう形ができるのかということをお話ししていただければと思っています。

あとは、みなさん、会場の中からも、親子法律教室をされた経験のある方、これからしようかなと思ってらっしゃる方、いろいろいらっしゃるかと思いますので、いろいろご意見をいただいて、質問もいただいて、ますます、小学生向けの法教育の取り組みがひろがっていけばなと思っています。よろしくお願ひします。

浅井

ありがとうございました。実際のアンケートの結果は、資料1、資料2にまとまっています。いろいろ10司法書士会からの意見でも出てきているんですけど、このあたりはご覧いただきながらということで。実際に、ここで報告される登壇者の方々との意見交換の中で、それぞれの司法書士会によっても特徴的なこと、考え方の違いもありますので、そのあたりをご紹介させていただければと思います。

さきほど、報告者のみなさんと事前に打ち合わせをしていた中で、小学生に対する法教育は難しいと。子どもって、いろんな発想や着眼点があって、逆にこちらが教えられることも多いよなど、そういう意見交換をさせていただきました。また、実際に、子どもたちと初対面で、この子どもたちがどうやったら意見交換しやすくなるんだろうと、そういうこともいろいろ話をして、このあたりも、後の意見交換でお話ししてもらえるかと思います。

これから開催される司法書士会もあると思いますし、既に開催している会もあると思いますが、子どもたちがより良い参加をするための取り組みの参考にしていただければと思います。また、各会の悩みも、アンケート結果に書かせていただいているので、ご参考にしていただければと思います。

資料2の問6、問7、問8の回答については、今回の研修会の趣旨とはそれるので、あまりご紹介できないと思います。このあたりは、個別のご質問などをお願いします。

そうしましたら、まず最初に、第1部、広島司法書士会の親子法律教室の6年間の取り組みからということで、脇坂幸司さんからお話しをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 【第1部】

### なぜ、司法書士が「小学生」への法教育に取り組むことになったのか

#### ★報告1：「親子法律教室」6年間の取り組みから

脇坂

広島司法書士会（広島会）で社会事業部の理事をしています、脇坂幸司と申します。今日はよろしくお願ひします。さっそくなんですが、当会でのこれまでの親子法律教室ですね、これを6年間やってきたものを、今日、発表させていただこうというふうに思っています。

最初に、広島会における法教育活動について、背景といいますか、少し簡単にご紹介しておこうと思います。

そもそも、法教育ということでは、平成6年から、高校生のための法律教室というものを開始しています。これは現在まで継続しております。その後、平成16年に、法教育・消費者教育に関する情報交換会というものを開催しまして、当会、それから広島県内・市内の消費者関係の団体の方ですとか、大学、高校の先生ですとか、そういうみなさんを招いて情報交換会を開いて交流するとか、そういったことを年1回開いております。この時期から、伝統的に法教育についての機運が高まってきたのかと思います。

その後、平成20年になりました、広島会の会館が新しく出来たということがありまして、何か地域に対してやっていかなければいけないだろう、ということから、法教育に関するシンポジウムを開催しまして。ここまでやった以上は、継続した事業として何かしていかなければ、ということで、現在の親子法律教室をすることになりました。今年の3月で全6回を数えております。この6回分のテーマ・題材に関しましてはレジュメの方に載っておりますので、こちらを参考にしていただければと思います。

ざっくり、駆け足になりますが紹介させていただきますと、第1回は「江戸しぐさ」ということで、ルールづくりや法というものの内容にしています。第2回は、「ええがに分けてみんさい！」ということで、これは広島弁ですが、しっかり分けてみましょうという意味合いです。クリスマスケーキなんかを分ける、公平な分け方、公正な分け方って何だろうということを考えてみました。第3回は「約束したのに・・・」ということで約束の意味。約束をする前の話し合いの大切さ、重要さというところから、方法をテーマとしています。第4回は、約束の後の話として、紛争が起こってしまった場合にどうすれば仲直りができるか。和解とか仲裁とかを題材にしてやっています。第5回は・・・これから私が正式に関わることになるんですが・・・この回に関しては、契約の意義とか、契約の自由とか裏にひそんでいる責任とか、子どもたちと一緒に考える内容にしています。この第5回については、先般発行されました『司法書士のための法教育・消費者教育ハンドブック』の方にも少し書かせていただきましたので、ご参考にしていただければと思います。ただ、そちらは文章だけになってしまっていますので、簡単ではございますが、実際にどういう教材を使ったかということについて写真で紹介したいと思います。

「約束の町」ということで、これは後半で使ったんですけれども、（画面写真の）真ん中に、これが駅です。駅を中心にしてその町の地図があつて、いろんな人がいるんです。それぞれセリフをしゃべっている。「今日の夜ご飯は、肉が食べたいわ」というとか。この四角が店で、それぞれ店がずらつとあって。それぞれ肉屋さんとか、衣料品店とか、いろんな店があつて。「それぞれの人と人とか、人と店をつなげていくと、今回、約束を見つけることができますね」と。みなさん、どんどん、約束を見つけていきましょうと。そういうことがテーマになっていました。（画面写真）これは、実際に子どもたちが作業をしている場面なんですが。我々が考えている以上に子どもたちは熱心に、いっぱい

線を引っ張ってくれて、いろいろな約束を見つけてくれていました。予備として、まったく単独に人とかシールをつくりまして、そこで子どもたちは自由に発想して、こういう約束もできますよと、子どもたちの方から見つけるというか、提案してくれる、そういう子もいましたので、非常に盛り上りました。

ちなみに、広島会のやり方は、前半、後半と分かれているんですが。前半は、(自分たちで)事前に収録した人形劇をつかって、ストーリーを話すんですね。(画面写真)これはそのときの収録をしているところで、おまけの話ですが、こんな感じで手作り感満載でやっております。

第6回の直近ですが。そのグループや集団の中で民主的な意思決定をするにはどうすればいいか。その中で、どういうふうに物事を決めていけば、少数意見が尊重されるとか、手続きが公正かとか考える内容になっています。前半部分としては、さきほどのように人形劇を見まして、合唱大会の曲目を選ぶというシーン、問題がでましたとか、これに対して、みなさんどう思いますかという内容。第2部=後半は、それを踏まえて、実際に小学校の校舎が新しく建設されます。候補地が3つあって、みなさんだったらどこにしますかと。この会場に参加しているみなさんで場所を決定しようと、そういう投げかけをしてやっております。第6回に関しては、後ほどもう少し詳しくお話しします。

以上、やっていく中で、私の目から見て特徴的なものを3つほど取り上げています。(注: レジュメ2頁、2)一つは、プログラムの工夫。アイスブレイクというのは欠かせないと思っています。一般から公募して、急にその日に参加するという子どもたちですので、なかなか緊張感というのは解けないわけです。それをいかに解かしていくかということが大事になってまいります。時間がだいたい2時間から2時間半に設定されていますので、2部に分けて、それぞれ別の視点からワークをやっていくということになっています。

修了証書の授与、ということで、これは第1回めからこういう方式でやっているのですが、法律教室をしっかり受けてもらった子どもたちに対して、お土産というか何か受講したあかしを持って帰ってもらおうということでやっています。

(画面写真)これはちなみに、修了証書を、簡単な文書なんですけれど当会の会長名で修了証書をお渡ししています。右側写真は授業風景です。

二つめの特徴として、「テーマやワークへのこだわり」ということです。いろんな中で広島会独自のテーマでやっているんですけども、共通するのは、法の基礎となる価値について考えるようなものであったり、テーマであったり、広がりをもったテーマ設定とかワークの仕方というものを常に考えております。

三つめ、「子ども目線への配慮」ということで。リラックスした雰囲気づくりをするとか、ワークなどでも手や身体を動かすと。一つのところに留まるのではなくて、実際に降りていって、子どもたちが飽きないような工夫を考えております。発達段階への配慮ということで、法律用語が入ってきますので、なかなか、我々も法律用語で説明できれば簡単にすむんですけども、一般の方、というか子どもたちですので、平易な言葉で言い換えるとか、より詳しくするとか、そういう配慮はしています。

それから分析ですが、ヒト・モノ・カネに分けてみると、もう一つ別の視点からも見えるかなと思いましたので、ちょっと分けてみました。第1回めは、外部講師の方をお招きして、和装とか江戸しぐさとかに詳しい方を招いてやりました。第2回は、広島ローカルのタレントさんをお招きしてやりました。第3回、4回となりましたら、高校・大学の先生を講師にお招きして、実際に教室をしていただきました。5回、6回になってきますと、司法書士だけで講師として開催できるようになってきました。やっている主体は、社会事業部の中

の法教育委員会のメンバーですが、それに加えて若干名、会員の中から公募しまして、10人くらいスタッフとしましてやっています。

次は、モノということで。一から作ることはなかなか難しいので、最近はいろいろ法教育の教材もできてきてています。ネットでも発表されていますし、本として出版もされていますので、そういうしたものも参考にしながら作っています。法教育だけではなくて、学校における授業運営に関する本も参考になりますので、こういったものも見させていただいてやっております。

あと、ペーパーだけでは苦しいので、さきほどの第5回でも「約束の地図」というのがでましたけれども、何か大きな目をひくような大きな道具を使いながら、毎回工夫をしながら物づくりをしています。

カネ、については、初年度は本当に予算がなかった。少ない予算でやって苦労されたと聞いています。第2回めから、日司連との共催ということもあって予算が増えたり、広島会の中での法教育に対する理解も進んでいて、予算をつけていただいたという状況です。

ここで、第6回、直近の親子法律教室の風景を、画面で紹介させていただこうと思います。実際の教材・資料を持参しましたので、回覧ということで、スタッフの資料も回覧させてもらいます。実際に、第6回で使ったワークシートですとかアンケート。子ども向けのものと、保護者向けのものと分けたものと、親子法律教室の最後に、「保護者の皆様へ」ということで、これも毎回出しているんですが、今回の法教育・法律教室の趣旨というかテーマといったものも、保護者向けにお渡ししております。

これ、第6回に限った話ではないんですが、毎回こんな感じで座って法律教室をやっております。（注：スタッフの資料）上のほうの□が講師が立つところで、テーブルが4つ、少し斜めになっております。で、子どもたちは赤い○なんですが、それぞれ6人ずつ座って、△がチューターで、司法書士のスタッフがそこに座って指示を出すと。で、保護者の方はそれぞれ両サイドに分かれて座って参加をする、大体こんな感じで、こういう風景でやっております。

リラックスした雰囲気づくりということで、第1回からずっと踏襲されているんですけども、少しでも華やかにしようということで、こういった花とかで看板なんかを作って雰囲気づくりをしております。

チューターはこのユニフォームを着て参加をしております。これ見てわかる方は多いかと思いますが、広島東洋カープのレプリカユニフォームですけれども、これを着ているスタッフが受付とかチューターで、いろんなフォローを柔らかい感じでするようにしております。

第1部については、人形劇ということでスタートしておりますので、こんな感じで進めております。

第2部につきましては、今、資料を見てらっしゃる方はおわかりかと思うんですけれども、ひとつの「はっちょう市」…架空なんですけれどもちろん…「はっちょう市」の中に小学校を建設する。（注：候補地が）3つあってどこがいいかみたいな設定なんですが。（注：画面写真）私がいて、その向こうにいるのがはっちょう市長役をつとめた、これは当時の広島司法書士会の副会長なんですけれども。副会長を引っ張り出してですね、髭をつけさせてもらって、蝶ネクタイをここにしております。そんな感じでちょっと上役を引っ張り出してですね、やってもらったシーンでございます。

「こうとう区」の例でいいますと、向こうから「うみひら地区」「なかまち地区」「やまのて地区」なんですが、それぞれパネルを実際作りましてですね、それぞれ市長のイメージを持ってもらおうということで、こういう大道具を作る。これは全部、司法書士とか事務所のスタッフの方に作ってもらったんですけども、こんな感じですごいインパクトのあるものを作っております。

終盤で物事を意思決定で決めるところがありますので、最終的にはどうしても多数決になるわけなんですが。ここで本物の投票箱を使わせてもらいまして、これ、実際に広島会の役員選挙とかで使う投票箱なんですが、それをお借りして、子どもたちに投票をしてもらっております。

最終的にやまの地区に決まったんですが。パネルに貼ってます、これ、子どもたちの意見です。自分がやまの地区を推薦するというか、そこがいいという理由も下のほうに書いてもらって。これ、実際子どもたちとか参加者にみんなこれ見てもらって、最終的な自分なりの意思決定というものをしましようというようなものになっております。

ということで、全6回につきまして以上のとおり発表させていただきました。ちなみに、ここで当会のスタンスというほどはっきりしたものではないかもしませんけれども、やはり広島会の親子法律教室というものがどういうものかというのが、ひとつ10年前に出ております、法務省法教育研究会の報告の中から私が読み取っております。

ひとつは、司法書士が地域の中でいて存在する「生きる職能」だということで、ひとつは地域を対象とした法律教室というものをやっていきましょうと。さらに、やはり実践することということで、とりあえず一回はやってみよう。おそらく広島会は、第1回より第2回、第2回より第3回というような感じで段々年々ブラッシュアップされているように思いますので。まず、一回やってみないと始まらないのかなという気がしております。で、これを周知していくということが求められているのではないかというふうに思います。

子どもたちに対する法教育の効果なんですが。3点に絞ってお話ししますと、やはり、一つはもちろん子どもの法的素養をはぐぐむということで、個人的な意見としては子どもというのはこういった法的素養というものはすでに持っているんだと、私は思っております。ただそれを表出することができない。そういった法的素養というものをいかにして引き出していかかということが、法教育のやはり役割であろうというふうに思います。そのための手段と、子どもたち自身が考えて、自分たちで話し合うということを体験するということがやっぱり必要だろうと思います。で、その結果として子どもたちとか保護者・市民の方々の未来に活きることになっていくというふうに考えております。

ちょっとだけ、当会の課題についてご説明しますと、ずっと6年間新しいものを作ってきたわけですが、ちょっとまあ息切れをするのかどうかわかりませんけれども、やはりここまで以上は作っていきたいねという話をしておりまし、一方でやっぱり今まで6回やってきた中でそれを整理しながら一つのコンテンツとして完成させるような、そういう方向性もちょっと検討しなければいけないと。ちょっと、異物相反するというか、何らかの、人員も含めて難しいところなんですねけれども、どちらかが必要になってくると思います。

もう一点、子どもたちの接し方と関わり方ですね。今、チューターがあつて、それぞれのグループがあつてそれぞれにチューターがいるわけなんですけれども、チューターは専門家ではないので、子どもたちにいろんな意見を言ってもらうとか発表してもらうことについて、なかなかうまい促し方がまだ難しいなというふうに感じております。

最後になりましたが、みなさん、是非これからもですね、親子法律教室をやっていきましょうということでひとつメッセージを出しておきます。コンテンツを作るってことは、あまり難しく考えなくていいのかなと思います。さきほども言いましたように、いろいろな教材が出てますし、そういうのを見られて作っていけば、案外作れるものだというふうに思います。その中で、作っていく中で自分たちも勉強になりますし、「公平」とは何だろう、「公正」とは何だろう、または「契約」とはそもそもどういうものかということを、子ど

もたちに教えるということは、自分たちも勉強しなければいけませんので、そういういったメリットももちろん出てきます。なので、是非ですね、みなさんと一緒にあって広島会もやっていきたいと思っておりますので、何かもし、質問等ございましたら、また広島の方にも教えていただけたらというふうに思っております。

だいたいこんな文献を参考にしております。一番下の『教育ファシリテーターになろう』（注：石川一喜、小貫仁編、弘文堂、2015年2月刊）、これ別に法教育とは全然関係ないんですけども、やっぱりひとつの授業を運営していく上でこれは結構参考になる。結構おもしろい本でした。

というわけで、以上で私の説明をここで終わらせてもらいたいと思います。是非、みなさん一緒に法教育のコンテンツ作りに携わっていければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

浅井

脇坂さん、ありがとうございました。

広島会の方は、毎回毎回いろんなネタを作りながらということで、さつきも意見交換していたなかで、難しいんじゃないの？って話もいろいろさせていただいていたんですけど、ご案内にあったようにそれほど難しくないということでございますので、是非福岡会の紙芝居の発展型的なところを、是非とも各地の司法書士会で企画いただければありがたいなと思っております。

(以下、4-2につづく)

## 司法書士法教育ネットワーク第7回定時総会・記念研究会

### 小学生からの法教育～親子法律教室の取り組みを題材として～ (4-2)

2015年6月21日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者：	脇坂幸司氏 金源成大氏	広島司法書士会（社会事業部） 福岡県司法書士会 (会場参加) 中山浩一氏 (会場参加) 植島浩二氏
	松本榮次氏 小平智志氏	兵庫県西宮市立小学校教諭 京都司法書士会
進行役：	浅井 健氏	司法書士法教育ネットワーク事務局次長

浅井 では続きまして、福岡県会からのご紹介ということで、金源成大さんのほうからご報告いただきたいと思ってます。よろしくお願ひいたします。また、個別質問ございましたら、例えばいつから準備したの？とか、何人でやってるの？とか、そのあたりをまた質問用紙で後ほどの質疑応答とかでお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

### ★報告2：「紙芝居教材」の開発と小学校での実践から

金源 みなさん、こんにちは。福岡から来ました金源成大といいます。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、紙芝居教材の開発と小学校での実践ということでお話をさせていただきます。

紙芝居の教材（注：「解釈のちから」）を福岡県司法書士会（福岡県会）で作りまして、みなさんご存じでしょうか？ 知らないという方いらっしゃいますでしょうか？ あ、いらっしゃいませんか。知らないという方がいれば、ちょっとお話の内容、ストーリーのお話をしないといけないのかなと思いましたけれども、知っているという前提でお話をさせていただきます。

さきほど広島会さんの方から親子法律教室のお話しがありましたが、福岡県会も、昨年と今年、親子法律教室を開催しました。広島会さんがこういうふうに親子法律教室を率先してやっていただいたからこそ、私たちもまた、取り組めるようになったのかなあと思っています。この教材を作っていくきっかけというか、そのあたりのお話しから始めていきますが。みなさんのお手元にも簡単なレジュメがありますが、この内容にそってお話しをさせていただきます。

一応、念のため、この教材を知らない人のために、私たち、教材のリーフレットをつくって学校とかに配るように作っています。これを前の画面に出していますけれども、見て、どんな内容かが分かりやすいようなリーフレットを作りました。簡単になぜ、この教材が法教育につながっていくのかという説明も書いています。この教材なんですが、実際に自分たちが例えば学校に赴いて使うだけのものではなくて、もっと汎用性がある、全国の小学校、司法書士会で使っていただけるようにというふうに工夫して作成しました。リーフレット2頁・3頁には、法教育にはこういう3つのちから（注：相談するちから、解釈するちから、提案するちから）があるだろうと書いてあって、この教材の特徴も簡単に書いています。この「本教材の構成とねらい」のところ、一番右側の図「学習指導案例」というのが、この教材の中にも入っていまして、学校の先生が見ていただいて、あなるほどと。学校の先生が見ていただいて、実際にすぐ授業でもできるようにということで作りました。この学習指導案の例とい

うのがこの教材の大きなポイントなのかなと思っています。そして、小学生を対象とした教材なんだよ、ということで、一番下のところに「授業の流れ」ということも書いています。基本的には45分授業ですので、紙芝居を5分して、作業を5分して、と大きな流れを書いてあって、最後に価値づけということで、教材からのメッセージを伝えて、最後、作業をしてもらうというイメージにしています。

このように、教材とこのようなリーフレットを作つて、みなさんを使っていただこうという準備が整ったんですが。そもそもこの小学生向けの教材を作るにあたって、その当時、どういう状況だったのかという説明を聞いていただきます。

この私たちが作った教材は、平成20年の9月頃に新しく教材を作ろうということが始まったんですが。福岡県会の方で、消費者教育のPowerPoint教材(注:「青少年のための法律教室」)というのを作りました、それを日司連の方にお渡しして、全国で消費者教育として、高校生などを対象に授業をする材料として使っていただいているんですが。福岡の方でこれを日司連の方にお渡しをして、じゃあ次、新しくどんな教材を作ろうか、と考えたのが、平成20年の9月頃だったんですね。

この消費者教育の教材は、ご存知のとおり、今から社会に出て行く高校生、もしくは大学生に対して、社会に出たらこのようなことが待ち構えているかもしれないから、最低限知っておくべき法律の知識はこうですよ、という形で、すぐにでも使える法律的な知識を伝えていくというのが主なものだったんですね。ですので、対象は高校生以上ということを考えて、このPowerPoint教材は作っています。

実際にこのPowerPoint教材を作り終わつて、その当時のメンバー・・・私も入っていたんですが・・・新しい教材は、どういう人を対象にするか、というところから話を始めていったんですが。高校生以上を対象とする消費者教育というのは、福岡でも20年くらい行われてきたんですが、そこから実感していることがあって、もちろんこの事業もやめてはいけない活動なんだけども。受講者に能力的な差異が少しも出てしまった、・・・当時のメンバーが感じていたというか、ちょっと抽象的なんですが、・・・実際に授業をうけて、実際に自分で咀嚼して社会にでていけるような子もいれば、ちょっと大丈夫かなと不安をもつような子もいて、どうしてもばらつきを感じてしまう。もっともっと多くの人に同じようなトーンで法律的な授業をしていきたい、どうしたらいいのかな、という議論が始まったんですね。

福岡の原田大輔さん。当時の法教育委員会の委員長だったんですが、その原田さんが、お風呂に入りながら「これは小学生しかないな」と、ぱつと感覚で思いついたらしいんです。この発表をするにあたつて、原田さんに「あれは、なんで紙芝居なんですかね。何かちゃんとした理論があるわけでしょう?」と改めて当時のことをたずねてみると、「いや、理論なんて無いよ。あれ、風呂に入って、20分で考えて、制作期間が3年かかったんだよ。」と(会場、笑)。それを理屈で説明しようとするとできないんでしょうが、彼が、20年以上続けてきた消費者教育から実感したものとして、もっともっと、受け手に差異がないような対象に向かって授業をやってみたい。一つの車輪としてやるべきだ、と考えたみたいなんです。で、その当時の会長もアクセルを踏んでいただける会長だったんで、「あなたに任せよ。あなたの感覚を形にしてみなさい。」と。そこから教材の作成が始まつたんだと言ってました。

それなりに理屈をつけるのであれば、思考の枠組みが完成する前の年齢くらいに授業をといった方がいいだろうということで、小学校5・6年生くらいに、対象をそこに設定して作成し始めたということです。

実際にどう教材を作ろうかというふうに考えたんですが。授業を受けていく子どもたちが、当事者意識をもって、当事者のような発言ができるような教材がいいんじゃないかということですね。自分とは関係の無いことを事例に質問をすると、結局他人事でしか答えないだろうから、自分も当事者なんだよというような、巻き込めるようなものがいいのではないかと。そして、授業を通じて考えていく力を身につけてもらえるようなものがいいだろうと。ゲーム的なものがあれば興味を引くのでゲームの要素を強くしたらどうか、という意見もありましたが、今回は、ゲーム的な要素の選択肢を、福岡県会ではとらずにやりました。

また、司法書士である前におとなとして、おとなとして小学校で授業ができるのであれば、何を子どもたちに伝えたいか。何を伝えたいかというところを当時のメンバーは一生懸命考えて。だけど、どうしても伝えていきたいことがどうしても道徳的な要素になってしまって、それと法律的なメッセージというものは違うだろうということで、それもきちんと峻別して考えていく。ゲーム的でもないし、道徳的な要素も強すぎてもダメだというところなんですね。それと、素材としてはこれまでに無かったと感じてもらえるような教材。だけども、奇をてらうものだとまた変な感じなのでということで、紙芝居を使った教材はどうかということになりました。「なんで紙芝居なんですか?」というと、「紙芝居でいいやろ」と、その一言なんですが、わかりました、その発想に乗りますということで、実際に予算をつけてその教材をつくりはじめましたが。

実際に、どういう内容か大枠のストーリーは決めたんですが、もう少し具体的に中身を詰めていく中で、子どもたちに何を伝えたいかというところを自分が真摯に掘り下げていくと、出てくるものがどうしても道徳的なメッセージになってしまうので。これはしかたがないんですが。じゃあ、道徳のメッセージを伝えるのにわざわざ「法教育だよ」と看板をかけて学校に行っても、それって道徳の授業は小学校でもやっていますよと言われたら、私たちの存在意義が無いのではないかなということです。

それと、あとは、どうしても子どもたちの意見をきいてみたいんですね。「法があったら、あなたたちはどう考える?」という。この意見を聞くものが、政策をきいてしまうような結論になる。もしくは、「この決まりがだめだったら君たちだったらどんな風に考えますか?」というと、これは立法になってしまう。法律の授業をやっていきたいというのがありますので、これがいいんじゃないかなと思っても、アドバイザーで入っていた当時の青山学院大学の久保山力也先生が、「法律家が、最終的に政策をきく授業をするんですか」と言われるんですよ。それは違う。それじゃあ新しいルールを作るというと、「それは立法ですよ。法律ではないんですか?」と言われるんですよ。どういう風に作っていいか、分からなくて、議論が白熱して相当苦労しました。

大きな枠はできているんですが、最後のところがどうしてもできないな、という中で、平成21年のこのネットワークの総会に原田さんが参加して、いろいろお話しをして懇親会に行って、お酒を飲んで、隣に座っている人に「こんなこと考えているんですよね、紙芝居。」というと、「えっ、それは面白いですね。うちでぜひ、やってくださいよ。」と、声をかけていただいたのが次に報告をされる松本榮次さんで。こういうことで福岡に帰ってきて、次の会議のときに、「京都ですごい熱い先生と会ってね。紙芝居をぜひやってもらいたいと言われたんだよ。」「えっ、まだできませんよ。「約束しちゃったから、やるしかないよ。」ということで。まだできてもないのに、思い切って授業をさせてもらいました。

そこで、自分たちがやろうとしていたことが、方法が間違いがなかつたなど

いうことが実感できましたし、もっと子どもたちが興味をもつにはこんな風にしたらしいいんじやないかということも、授業ができたからこそ、新しくまた、福岡に持ち帰ることができたというふうに思っています。

そして、大きな形が完成して、原田さんが、今度は平成22年の5月に、日本法社会学会の大会に行って、久保山先生と一緒に実際に学者さんたちの前で、この紙芝居をやったんですね。原田さんに「どんな反応でしたか?」とたずねると、「いや、みんなポカンとしてたよ」なんて会話を当時したんですが。一人、紙芝居が終わってから会いに来て、「この紙芝居というのは、アメリカの法理論の歴史が全部集約されていると思うんですけど。」というふうに言われて、「えっ、何ですかそれ!?」ということで。「これをぜひ、大学で授業をしたいんだけど、来てくれませんか」と、原田さんにオファーがあって、平成22年の6月に岡山大学に行かれて、大学生の前で原田大輔さんが紙芝居をやった。その授業の中で、吾妻聰先生がレジュメを、難しいレジュメを書いていただいているんですけど、ちょっと抜粋するとこんなことが書いてあるんですね。「この紙芝居には、スコラ哲学以来の、特に現代法理論において議論されている法解釈学のエッセンスが凝縮されていることを説明していきたい。」と。原田さんは、まったくそんなこと考えていない(会場、笑)。こういう風に理論づけていただいて。この話は、原田さんの感覚と、学者さんがそれを見て、「これはこういうことなんですよ」と体系づけていただいて、それがみごとに合致して、その吾妻先生との出会いによって、私たちの教材が生命を吹き込まれたのではないかなと思います。

この教材は大学でも使えるんだということで、小学生でも使って、大学生でも使えるならば、もちろん中学生、高校生にも使えるということで、これは幅の広い、使い方によっては幅の広い使い方ができるだろうということで。実際、福岡県会では、学校に行って、PRもして、授業をさせてもらっているところです。平成24年度は、県内で15コマ。小学校が10回、中学校で1回、高校・専門学校が4回ということで。翌年は28コマ。26年度も28コマ。実際に学校に行って、学校に1コマをもらって授業をしています。

それぞれに、小学校の場合はこの教材に書いている学習指導例のとおりに基本的には進んでいきます。中学校も、まあこの形にするんですが、高校生やそれ以上になると、この内容では少しもの足りなさが出るのかなということで、高校の場合は少し時事ネタもなるべく入れようかなということで、今、いろいろ取り組みを行っているところです。

実際に、授業をやっている風景の写真をもってきました。これは私ですが。これは、中学校でやっていまして。中学校も授業は45分でやってまして、本当にバタバタ。アイスブレイクもできませんから。司法書士というのもまったく知りませんので、とりあえず「司法書士」と書いて、自分たちは「法」「きまり」とか「ルール」の仕事の専門家などだと。これについて今日は話をするからと説明をして、すぐ授業に入ります。

幅広く授業ができる教材であるからこそ、難しい問題が出てきて。村人がこの村長の作ったきまりにイエスというのかノーというのか、意思を表示するところが出てくるんですね。気合いの入ったおとなの人だと、これ使えるわと。今、○か×かはいっぱい世の中でも出ているからといついくと、政治的な問題に入ってしまって、ちょっと良くないのかなと思っています。例えば原発の問題。これは、政治的な問題になっちゃいますので、イエス・ノーでこの話をどこまで踏み込むかという問題がありますが、安易にこういう話をしまったりとかですね。集団的自衛権、なんて連日やってまして、「解釈改憲」ですからね。「解釈」という言葉がこんだけメディアをにぎわしていることはないですから。なるべくこれについてのイエスかノーかとか、これについてを

小学校や高校でやるのは難しいかなと思っています。ただ、高校では、「解釈改憲」というのはどこかしら耳にしているので、少し、政治的な問題にならない法理論的なところから、解釈にも限界がありますよと。解釈のちからというのは、解釈していけばいろいろ広がりがもてるんだけれども、全部を解釈によって変えることはできない。やっぱり言葉の意味を大きく超えた解釈というは、基本的には解釈の理屈からいうとできないんだよという、歯止めをかけたメッセージも伝えたりしています。なので、いろいろやり方によつては、こんなことも言えそうだ、あんなこともできそつだと、希望が膨らむんですけれども、やはり、法教育の本来の趣旨に立ち返つて、自分たちが何を伝えるのかといふのを真摯に取り組んでいただいた方がいいのかなと思っています。

私たちはそもそも学校での授業をもらって、普通の授業の1コマの中でこのような授業をやっていくというスタンスを取つていまして、なかなか親子法律教室というような大きなイベントに結びつくことはなかつたんですが。全国の開催実績も増えてきて、広島会さんのやり方も参考にさせていただいて、やっぱり親と子が同じ授業の中で触れて、家に持ち帰つて、その話の続きを家庭でしてもらうといふのは非常に大事な取り組みなんだなということを広島会さんから学ばせていただいて、ぜひ、自分たちもやりましょうということで、昨年と今年の2月に実施をしました。

福岡も学校はたくさんあるので、福岡市内の小学校に向けてダイレクトメッセージを出して、先生から生徒さんに申込用紙を渡してもらって参加を募りました。他の会とも同じなんですが、親御さんの班も作つておいて、実際に子どもさんたちと一緒に授業に参加してみませんか、ということで席についてもらつて、この「解釈のちから」の話から内容を始めて。後のアンケート結果も好評で。

これで、福岡の活動は終わるわけではなくて、民・民の約束ではなくて、公法的な、権力者が作ったルールとどうやって向き合つていくかということを考えるような教材なので、もっと広島会さんのように、一つの意見を集約せたりとか、それぞれが同じような立場で決まりをどうやって守つていくかというものとか、まだ福岡県会の方では模索中だということで、他の司法書士会の活動も、今後の参考にさせていただきたいなと思っているところです。

あと、今日は福岡から2人来ていますので、補足的な意見があれば、会場から発言を。実際に親子法律教室で講師をしていただいた梶島浩二さんが、非常にうまくやつていただいたので、何か一言ありますか。

梶島

福岡の梶島浩二です。私は、今、お話しにあつたように、普段は小学校に行って授業をしているんですね。そこで、（注：親子法律教室と）何が違うかというと、小学校はクラスですので、みんな友だちの中ではいるので、比較的、こんな意見がでると、すぐに意見が出て、盛り上がるんですね。だけど、今回、一番気になつたのは、知らない子同士がやってくるということ。会場の中で、知らない子たちの中で、はたして普段やつてゐるような活発な意見のやりとりが出るだろうか、ということが一番気になつたので。そこはすごく、この後もいろいろお話をさせていただくんですが、いろいろと工夫をして、会場に到着してきたところから常に話しかけて、とにかく子どもたちに、いじるような形で、「何しよん」というような形で食い込んでいたりとか、そういういったいろんな工夫をしながら、この教室は開催することができました。

金源

じゃあ、中山さんの方から、この参加した生徒さんたちや親御さんたちの意見、2～3あげて報告をしてもらいたいんですけど。

中山

福岡の中山浩一です。特徴的な意見というか、親子法律教室を開催して、やはりおとなの方は、概ね我々が効果を期待していたような解答をいただけたのではないかなと思います。一番印象に残っているのは、これまで自分のお子さんたちに対して、「決まりは守らないといけない」と話していたが、なんで守らなければいけないのかというところまでは話していないので、それを聞くお子さん方が、それを受入れにくい。何でか、何でだ、と思ってしまう。ただ、こういった授業を工夫して、きまりについては立法趣旨であるとか、何のために作られたのかということを話しましたので、自分達が家庭のルールを伝えるときにも、こうだから守らないといけないというふうなメッセージを伝えられるから、参加して良かったという感想をいただきました。

もう一つ、お話ししたいことが。同じ小学生対象でありますけれど、親子法律教室を開催する場合と、通常の小学校で開催する場合の違い。さきほど樋島さんもおっしゃいましたけれど、初めて参加する親子法律教室の場合はアイスブレイクが必要である。一方、小学校に行く場合は、みなさん知り合いなので、アイスブレイクはそんなに必要ない、という違いがありました。

もう一つ違いがあるとすれば、親子法律教室にご参加される方は、ある程度、親御さんが熱心だとか、子どもさんが積極的だとか、そういう場合が多いです。ただ、小学校に行く場合は、小学校によって、クラスによって、雰囲気がバラバラ。まったく話を聞かないお子さんもいらっしゃいますし、学校全体として非常に習熟度が高い、規範意識が高い学校もある。それも行ってみないと分からぬこともありますので、できれば小学校を対象に学校で授業をされる際には、事前にどの程度学習が進んでいるか。学校によっては、裁判所に社会科見学に行って模擬裁判をしているような学校がありますので。どの程度習熟度が進んでいるか、本来の授業でどういうメッセージを伝えてほしいのか、そういう段取りをしっかりとされた方がいいかなと。

学校によっては、司法書士という職業をしっかりと紹介してほしい、という学校もあれば、終わりのところでちょっと憲法の話をしてもらえませんか、ということもありますし。我々の紙芝居教材は、答えが無いところが落しどころなんですが、やはりどちらか指針を出してくれませんか、導いてもらえないかという要望もありますので、そこは、我々はこう考えます、というようなことも伝えながら、学校の先生と一緒に授業を作っていくと。ということをされると、スムーズに進むんではないかと思っています。

浅井

ありがとうございました。

(以下、4-3につづく)

**司法書士法教育ネットワーク第7回定時総会・記念研究会  
小学生からの法教育～親子法律教室の取り組みを題材として～ (4-3)**

2015年6月21日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者：	脇坂幸司氏 金源成大氏	広島司法書士会（社会事業部） 福岡県司法書士会 (会場参加) 中山浩一氏 (会場参加) 植島浩二氏
	松本榮次氏 小平智志氏	兵庫県西宮市立小学校教諭 京都司法書士会
進行役：	浅井 健氏	司法書士法教育ネットワーク事務局次長

浅井 続きまして、小学校での法教育の実践。なぜ、司法書士と取り組んだかということですね。さきほど、福岡県司法書士会の方から紹介がありましたように、司法書士法教育ネットワークの懇親会の席で盛り上がって、いろいろ取り組みを広げていただいている松本榮次さんに、次のお話しをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**【第2部】**

**なぜ、司法書士と共に「小学校」での法教育に取り組もうと考えたのか**

**★報告3：小学校での法教育の実践から**

松本 ただ今紹介をいただきました、西宮の小学校の松本榮次と申します。小学校での法教育の実践をしており、それと、司法書士の方と一緒にやっているからということで、お話をしたいと思います。

今、述べられたように、司法書士の方との出会いのことです。司法書士法教育ネットワークの飲み会で知り合いました。（会場、笑）要するに、法教育をしようと思っていたところ、いろいろ本を調べたのですが、それだけでは分からなかつたので、実際に、こちらの研究会に参加して勉強しようということになりました。最終的に、授業の実施を約束して帰りましたが、3学期にしようということになりましたので、それまでの間に、たくさんの本を読みました。何冊も読みました。その中で、これは良さそうだというものを実際にやってみました。実際にやってみたシリーズの内容につきましては、そちらの資料（レジュメ「2」参照）の方に、詳しく具体的に出ていますので、そちらを見ていただけたらと思います。

それまでは、法教育というのは、いろいろな法教育が単発的には行われていましたが、総合的な学習、あるいは大単元としての法教育が行われているものは調べた限りでは無かつたので、大単元としての「法教育」をすることにしました。その中で、福岡県司法書士会の方々に来ていただいて授業をしていただきました。全部で13時間の授業でしたが、実は、福岡県司法書士会の方には、なんと、6時間授業をしていただきました。私の学校は学年3クラスなので、3人の方に、3クラス2時間ずつやっていただきました。それで、3人の違う先生が授業をしましたが、その頃はまだ、本もできていませんので、3人とも、授業の展開が違っていました。（会場、笑）。私も、見ていて、思わず途中で「こうやられたらどうですか」と言いました（会場、笑）。休憩中に意見を言いましたが、全員の流れ、もって行き方が違うという状況がありました。初めてされたような感じだったので、私は授業の展開を「ここはこれでどうですか」と意見を言いました。でも、3人が3人ともそれぞれ考え方が違って、違う流

れがありました。それぞれ2時間していただいて、とても面白かったです。

また、大阪法務局の見学にも行きまして、そういう法の専門家の方にたくさん触れる機会をもったということです。ですから、なぜ、法教育が面白いのかというと、「総合的な学習の時間」のねらいである「ホンモノと出会う」ということが一つあるからと考えています。法の専門家の方、あるいは法の施設もあるのですが、そういう本物に子どもたちが実際に出会って、感じることが大切だと思います。

法務局も、見学しただけでなくて、実際に不動産登記課で、不動産登記課の方が、子どもたちに説明用のポスターを用意して説明してくださいました。供託の方もです。わざわざ説明の準備をしていただいており、単に見学してまわっただけではないのです。

そして、単元の最後に「運動場の使い方」と、自分たちの身近なルールの課題に立ち返ってみました。「無人島ゲーム」というのは有名なゲームですが、そこからスタートして、非常に優秀な授業だったなあと考えています。

先ほども言いましたように、ホンモノと出会うということが、一番大きかったかなと思います。

その後の取り組み（レジュメ「3」参照）ですが、小学校の2年生にも、紙芝居教材を実際にやったり、大学院生にも、大学院の授業の中でやらせてもらったりしました。あるいは、小学校の教員に学習会をして、その中でもやりましたし、また、法と教育学会で、紙芝居教材「解釈のちから」の発達段階による違いについて、先ほどの金源さんと一緒にポスター発表をしました。

今年は、大阪司法書士会の親子法律教室を見学いたしまして、その時、非常にびっくりしたのは、子どもたちも、保護者の方もたくさん発表されていたことです。最後のところで、感想とかを言うところがありました。いろいろ、善いきまりか悪いきまりか、話し合いのところがありまして、そこで、善いきまり、悪いきまり、意見が分かれていきました。どういう風になったかといいますと、口頭で言いますと、児童の感想では、「善い」と考えた子が7人いて、「悪い」と考えた子が9人いました。「どちらも善い」「どちらも良くない」とか、あるいは「善いきまりでも悪いきまりでもある」ということを感想で言っている子もありました。保護者の方では、「善いきまり」が4人、「悪いきまり」が8人ということで、かなり意見が割れました。親子法律教室では、子どもたちや保護者の方が、反対意見であっても堂々と意見を言っていました。そういう印象が強かったです。単に、当たられて言うというのではなく、自分が自主的に言っている。そういう印象が強かったです。非常に良かったなと思います。

その後、この4月、私は、教職員を対象に「解釈のちから」をやりました。これ（注：画面）は、実際に2年生が話し合いをしているところですが、こちら（注：画面）は、今年の4月に教員対象にやっているところです。こういうホワイトボードを用意しまして、発表してもらいました。

これは、実は、ぜんぜん違う流れにしたのです。というのは、善いきまりか悪いきまりかと言いますと、何回もやっているうちに、だいたいおとなは「悪いきまりだ」というのが分かってきました。今回はおとなが対象でしたので変えることにしたのです。最後は、ちょっと難しい展開にしてみました。一つ、提案としてまったく（教材の）指導案どおりではなく、少しアレンジしてみたらどうかと考えました。対象にあわせて、最後の発問を変えてみたらどうだろうかと思います。

小学校2年生の場合は、実は、3人だけしか悪いきまりと言いませんでした。20人くらいは善いきまりだと言うのです。これは、意味が分かってなかつたかもしれないのですが。低学年というのは安定を求めますので、例えば、おばあさんが、安心して暮らせるようにという意見が強かったです。大学院生にや

ったときの感想は、人それぞれ解釈が違うということが分かったとか、押しつけるのではなく、気づかせることが大切だと考えましたという感想がありました。

こちらは、教師の仲間でやっているもので、いろいろ意見が出ていました。ちょっと難しい言葉が出ています。法の交渉力について学んだとか。教師というか、おとな目線で、感想が出てきました。

一番強かった質問は、やっている途中で、善いきまり、悪いきまりは、どの時代で考えるのですかという質問です。今の現代で考えるのか、江戸時代か、この紙芝居の時代で考えるのか、その時点をはっきりさせないと答えようがないよと、ある教師から言われました。

結局、発達段階で何が分かるかといいますと、低学年の人には善いきまりというのが多いのですが、年齢があがるにしたがって悪いきまりという子が多くなることです。発達段階によって違うということが分かつてきました。

こういうことをやっていて、非常にいいなと思うのは、○か×か、二者択一ではなくいろいろなものがあることを想定して作られていることです。最近、教育の場で話題になっているのは、二者択一というのは問い合わせ方が悪いと言われています。どっちかが正しいというのは、例えば、しかるのが正しいのか、ほめるのが正しいのか、二つに区切ってしまうというのが果たして善いのかと言われています。この教材の場合は、善いか悪いかといいながら全体的な広がりがあって、子どもたちが（意見の）シールを貼ったとき、いろいろな答え方ができる。そういうところが非常に優れているのかなと思っています。

次は、紙芝居教材「解釈のちから」の小学校への影響（レジュメ「4」）についてです。やはり一番は、教材のパッケージ化がされたということです。よく言われていることなのですが、ようするに、ホンモノの紙芝居と、CDと指導案集、3点セットでパッケージされているから、今回、親子法律教室でもたくさん広がったのだろうと思います。それだけではなく、誰でも授業が可能となります。ですから、教師も、この指導案集を見たらすぐ授業ができます。親子法律教室でもできたのはそういうことなのだろうと思います。授業を受けた人たちも、影響を受けて自分もぜひやってみようということになります。さきほど、4月研修で教員向けに研修会をやったと紹介させていただきましたが、その中で、ぜひやろう、やってみたいという人がでています。今年度中にやってもらうということで、本を渡して、今、勉強してもらっています。そういう風に、やっぱり授業を受けた教師が、やりたい、自分もやってみたいなと思うように作ればいいかなと思っています。

司法書士だけじゃなくて、教師が法教育をやりたいと考えられるような内容を作っていただきたい。ただ、テレビの番組でやっているような法解釈、法適用の内容ではない。どういうことかというと、よく法律相談所とか、あのような、法に照らし合わせたら、というような内容ではなくて、もっと根本的な部分での教材があつてほしいと思っています。

一つ、提案です。まず、福岡県司法書士会に対しては、私が思っているのは、本CD紙芝居の3点セットで2000円というのはたいへん高いのではないかということです（会場、笑）。実は、値段というのを私も考えました。実際に授業をしたときに、どちらかというと紙芝居はいりません。どちらかというと、紙芝居よりはCDで映す方がよいと考えます。実は、福岡県司法書士会のみなさんに来ていただいたとき、来ていただく1週間前に学校の教室に50インチテレビが導入されました。偶然ですが、もしも1週間違っていたら、ほんとの紙芝居で授業をしていただいていたと思います。でも、あのときは、50インチテレビにCDで映してやったので、子どもたちも見やすかったと思います。そうすると、紙芝居をセットから外して、そして授業案集とCDだけのセットにしたら安くなるのではないかと考えました。それを、本屋に並べてもらう。本屋に

並ぶと、私もそうですが、本屋の教育書のところに行って本を見ます。こんな新しい本が出ているじゃないかと思うのです。ぜひ、そういう教師の目に触れるようなところに、安価にして並べてもらうようにお願いします。勝手な提案ですみません。

それから、広島司法書士会の方へのお願いです。さきほどパッケージ化と言いましたが、「解釈のちから」が全国に広まったのはパッケージ化されたからだと考えます。ですから、ぜひとも6回ですか、何回かされた内容をパッケージ化して、指導案とワークシートも付けてもらって、それをコピーしたらすぐ授業ができるようなものを本にしていただきたいです。そうすると、広がりやすい。親子法律教室も広がりやすいし、授業も広がりやすい。ですから、6つこれまでやってきたもの全部を本にしてもいいし、あるいは、これは良かったと思うものをパッケージ化してもらうとかすればとてもよいかなと思っています。

教材をどんな風に工夫するかということについて話します。私が、もう一つ感想を見ながら気がついたのは、この「解釈のちから」の場合はどういう手法なのかというと、実は、子どもたちに先を見せない手法です。先を見せないで、子どもたちは考えていきます。そして、予想を立てて、その予想がはずれます。予想がはずれるから、子どもたちは余計に引きつけられていくのです。予想が当たってしまうと何にも面白くないわけで、予想がはずれるから引きつけられます。実は、教育界では、こういう手法があります。・・・私、昔、国語教育研究会で国語の学習をしていました。「一読総合法読み」というのです。児童言語研究会というところがやっていました。どういう手法かというと、子どもたちに先を読まさないので。教科書を読まないという約束で学習します。先を読まないで最初の一段落だけを勉強して、次はどうなるのかなと考えながら総合的に学習していくと、非常に子どもたちは引きつけられています。第二段落を読むときは、第一段落・第二段落で読んだ情報だけを手がかりに総合的に学習していきます。よくある手法は何回も読んで考えますが、一読総合法読みでは、一回しか読みません。それで子どもたちは引きつけられていく。そういう手法も非常に有効ではないかということを思っています。

もう一つは、さきほど「解釈のちから」の説明パンフで三つの巻物があったと思います。最初は「解釈するちから」で、次は「相談するちから」です。まだ本はできあがっていません。「相談するちから」とは、共同学習、あるいは学びあいとか、そういうグループで話し合って相談する力につけていくという、教育界で言われていることが含まれていると思っています。

そして三つ目は「提案するちから」です。これは、先ほどの広島司法書士会の報告の中に、どこに小学校を建てるのかという学習がありました。このような学習が「提案するちから」になるだろうと考えます。これは、教育界では、「提案する社会科の授業」というのがあります。私もやっていました。実際に、例えば、公園を作るとしたらどこに作りますかと、具体的に考えていきます。授業の中で、仮想ではなく、実際に自分の住んでいる町で考えていきます。私の学校でやった事例としては、例えば火事が起ったときにどこに消防車を配置するか。そしてどこの消火栓を利用するかを考えます。この授業では、どこに消火栓があるのかと調べて回るという授業がよくあります。でも、この「提案する社会科」では、ここに消火栓が無いと困ると考えたりここに消防車が止まれないと困ると考えたりします。子どもたちが考えて提案していくことになります。私の学校でも、校区内を回って、子どもたちが、あ、ここは危ないと、ここは車に轢かれると気づいて、実際に警察に提案し、線を引き直してもらう、変えてもらったことがあるのです。このような学習が、「提案する社会科」の授業と言われているもので、一つの手法なのかなと、たいへん関心を持っています。

今日の話を聴いていて、みなさん、まるで教師だなと思いました。私たち教師

の研究会の中で出てくるような手法が、司法書士のネットワークの中で方法として出てきているのです。しかも聴いていると小学校の授業の中でもたくさん司法書士の方がやっていると聞きました。実際に、たくさんの司法書士の方が小学校に入っていたり、親子法律教室で授業をされたりしています。かなり法教育が進んできているのかなという印象を持ちました。ただ、私自身はよく法教育をやってきましたが、他の教師の方は、「何、それ、法教育って」と、今だに言っていることが多いです。そう言われると、私はかなり説明しているような状況なので、まわりの教師も同じとはいえません。ただ、一生懸命、法務省や文科省がやっている中で、だんだんわかってきていただけるのかなと思います。

最初の話に戻ります。なぜ、法教育に取り組もうとしたのかという問い合わせに戻ります。やっぱり子どもたちがこれから生きていく中で、こういった取り組みというか、こういった学習内容、学習方法が、教育界では絶対に必要だと私は思っています。ただ、普通の教師は、法教育というのは中学校や上の学校に行ってからやったらしいのじゃないのと思っているかもしれません。ただ、実際問題として、一番苦しんでいる、関係しているのは、小学校で1年生に入ってきたときです。まず、ルールですね。ルールとか、きまりとか、それがものすごく1年生に関係があります。これがうまくいかなかったら、学級崩壊とか、学校が荒れてしまう。いかにルールをうまくすすめていくか。さきほど、質問があつたのですが、どの学年あたりから理由を考えさせて指導していったらいの、質問がありました。もちろん低学年だから、あるいは、小さい学年だとわかりにくいくらいから、ただ「ルールだ」と教えてしまうことが多いわけです。でも、やはり小さいときから、なぜなの、なぜこういうようにしていくの、ということを入れていかないと、急に3年生、5年生になったから理由を考えられるのだということではなくて、やはり小さいときから、訓練なり学習なりを、全部でなくても少しづつでも進めていかないといけないかなと思っていました。ですから、なぜ、法教育を始めたかというと、そういう理由ですね。考えることが、一番、子どもたちにとって大事じゃないかと思っているわけです。

例えば、学校で窓から出てはいけないというルールがありますが、火事が起つて、火事になつたら窓から逃げないと逃げられないときは、窓から出なければならぬ。そういう場面では、場面に応じて変えていかなければならない。当たり前の話なのです。そのためには、一つひとつのルールの理由を、解釈なり理由を考えていかなければならない。そういうことなんぢやないかなと思っています。以上です。

浅井

はい、松本さん、ありがとうございました。

さきほど言っておられました、法律についての法解釈、法適用ではないということ。それと、政策でも立法でもないということ。そういうことを子どもたちに対してわかりやすくということで。特に、アンケートなんかでも、親御さんなんかは、いわゆる行列ができる法律相談所みたいな感じの講演会を期待されている人も実際いましたが、そうぢやない。ぜんぜん違う視点から、我々、法律教室、法教育を進めています。そのあたりも含めて、この後、会場討論で深めていきたいと思っております。

そうしましたら、ここからは、今までにお話しをいただいたみなさんには前に着席していただき、会場からの質問にも答えてもらいながら、進めていきたいと思います。

(以下、4-4につづく)

**司法書士法教育ネットワーク第7回定期総会・記念研究会  
小学生からの法教育～親子法律教室の取り組みを題材として～ (4-4)**

2015年6月21日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者：	脇坂幸司氏 金源成大氏	広島司法書士会（社会事業部） 福岡県司法書士会 (会場参加) 中山浩一氏 (会場参加) 植島浩二氏
	松本榮次氏 小平智志氏	兵庫県西宮市立小学校教諭 京都司法書士会
進行役：	浅井 健氏	司法書士法教育ネットワーク事務局次長

**【第3部】  
会場討論：「小学生からの法教育の提案」**

浅井

そうしましたら、意見交換会を進めていきたいと思います。

最初に、会場討論発題としまして、今回、京都司法書士会も、今回初めて親子法律教室を開催しました。そのあたり、どうだったのか。なぜ始めたのか、やってみてどうだったか、反省点はどうか、親御さんや子どもたちの反応はどうだったのか、そういうことを京都司法書士会の小平さんに報告をいただいて、それをふまえて、討論、意見交換を進めていきたいと思います。

それでは、小平さん。

小平

**★討論発題：初めての親子法律教室事業～京都司法書士会の取り組み～**

京都司法書士会法教育推進委員会で委員長をしています小平智志と申します。僕の方から、京都司法書士会が取り組みました親子法律教室の開催状況についてお話をさせていただきます。昨年度＝前期（注：2年前）、初めて委員長になりました。まず、おととし、1年目は、日司連の方から親子法律教室をやりませんかと通知が来ていたんですが、1年目はちょっと取り組みが難しく、来年やろうということにしました。で、2年目に開催についてどうしようとみなさんと話し合いをしたのですけれども。

その当時の京都司法書士会の、京都の法教育の事情なんですけれども。去年の3月に、京都府の方で「消費者教育推進計画」が発表されまして、それに基づいて、京都府の方で取り組みが進められているんですけれども。京都司法書士会の方では、法教育事業というのと、消費者対策事業と2つあるんですが、学校教育の方は法教育推進委員会が担当しております。それまで、小学生に対する法教育というものはほとんどやってこなかったという実績です。小学校に対して法教育をしたいという意見は、委員の半分くらいは今まで他会でやっていた親子法律教室の見学に行っていましたので、だいたいどんな風にやるかというのを知っていたという状況がありまして、これはやろうかということに決めました。

最初に問題になるのは予算。日司連の方から予算が上限50万円と聞いていたのですけれども。最初に提案書を、予算書を出せ、ということを言われまして。結局、広報費ということになるんですが。京都司法書士会の方では、親子法律教室以外にも、「一日司法書士」という事業を毎年行っておりまして。そちらの方は、京都市内の高校にパンフレットといいますかポスターを作成しましてそれを送る。それを掲示板に貼ってくださいと、そういうような形でしていたので、それほど広報費はかからなかつたんですが。小学生を集めるということ

に、小学校の掲示板を見て小学生が行きたいと思うかというと、思わないでしょう。どう集客すればいいのかと考えたとき、どう考へても、小学生に対してチラシというか、学校からのおたよりという形でお渡しして、それをお家の方に見ていただいて、お家の方から応募してもらうという形にしないと、小学生は集められないだろうと思いまして。そうなると、小学生の人数分の印刷が必要になってくる。それを分けて小学校に送ると。そういうことをしないと、どう考へても小学生は集められないと思いまして。あとは、範囲ですね。京都市内にするのか、京都府下全部の小学校に送るのか、予算を考えた結果、京都市内の学校に絞って送ろうということになりました。教育委員会に、京都市内の全ての小学校の人数を教えていただいて、その人数分の印刷をして配布しました。それにどうしても費用がかかつてしまつたんですけども、なんとかそのへんを調整させていただいて、なんとか小学生を集めることができました。

結果的に、30名の定員として募集をさせていただいたのですが、43名の応募がありました。30名の条件だったので抽籤をしようと思っていたんですが、全部受け入れられないかという意見が出て。会場が、ここから西に歩いて数分の「子ども未来館」というところなんですが。そこに実際に行きまして、43名入るか、会場の大きさを確認に行って、ぎりぎり大丈夫だということで、消防法の関係で椅子の数が決まってましたがギリギリ大丈夫だと。結局、43名全員、来てくださいと通知を出しました。直前、3名が当日行けないと連絡をいただきまして、結局、40名で開催させていただきました。

させていただいた感想なんですが。まず、第一に、最初の段階でスタッフが少なくて、最初の段階、始まる前に来てくれていた子どもとチーチャーとの間で、なかなかコミュニケーションがとりづらかったというのが一点。それから、一番最初に京都司法書士会の会長に挨拶をいただいたんですが、とにかく堅い。とにかく堅い。いや、そんな話、小学生は誰も聞かないぞ、というような話を聞いていただきました。ちょっと、最初に緊張している中での話なので、もうちょっとどうかなと思いながら。その後、浅井さんに、アイスブレイクとか、もう少し和やかな説明をしていただいて、少しなじんだ感じで、その後させていただきました。

内容につきましては、初めてやったということもあって、若干、時間配分が間延びしたかなという感じになってしまったんですが。アンケートを見てみると、概ね好評だったのかなと思っています。ちなみに、アンケートの集計で、親御さんの集計なんですけれども。「どこで知られましたか」という問い合わせに、ほとんどが「学校からのお知らせ」と。39人中36人が、学校からの通知を見て応募していただきました。ちなみに、新聞広告もしております。なので、広報の方法としては、学校からの通知と、新聞広告と、京都司法書士会のホームページにも掲載しました。実際は、新聞広告、ホームページを見てというのは0人で、ほとんどが学校からのお知らせ、あとは、知り合いからこういうのがあるよと聞いたということで、学校からのお知らせがほとんどでした。

ざっくりとした意見で、「とても良く分かった」という方が半分くらい。「よく分かった」も半分くらいいただいていました。親御さんとしても、一定の評価があったのかなと思っています。いくつか、こういう風にした方がいいのではないかということで。もう少し、どちらかというと、子どもの意見を聞いて、親御さんの意見を聞いてという形だったのですが、その意見を聞いたうえで、それは実際はどうなんだという、結論づけた方がいいのではないかという意見もいただきましたが。そもそも、趣旨的に、それは善い、悪いと限定するような教材ではなかったですし、全体的には良かったんじゃないですかね、と思います。

反省点としましては、先ほど言いましたとおり、「親子」の法律教室という

題名なのですが、親御さんと子どもさんとの関係というか、関わるところがもう少しあってもよかったですかなと思います。互いに、子どもの意見を聞いて、親御さんの意見を聞いて、という感じだったんですけども。親御さんの意見がなかなか出ず、もう少し、親御さんの意見を引き出せるような方法があれば良かったかなと思います。

浅井 ありがとうございました。私も実際に京都の親子法律教室に参加させていただいて、アイスブレイクとか、チューターとか、させていただきました。初めてやる割には、うまくできたかなと、勝手な自画自賛のところも多いですが。

ネットワークからのアンケートにも質問がありましたが、親子法律教室の準備段階で、小学生の子どもたちに法律を教えるというとについて、難しいという予想とか、どのように具体的に考えておられましたか。

小平 そうですね。内容については、私も東京司法書士会で行っていたものを見学したことがあって、それほど小学生にとって難しい内容だとは感じていなかつたのですが。アンケートの内容を見る限り、子どもの方でもよく分かりませんという解答は、ちょっとしかなかったです。

浅井 実際、福岡県司法書士会が作られた「解釈のちから」というのは、非常に完成度が高いというのと、さきほど挙げられていた、法教育推進委員の半数くらいが他会の取り組みの実際の現場を見学して、そこらあたりの不安がなかったということでおろしいですかね。

小平 そうですね、事前に他会の様子を見ておくのは、開催するのに良かったと思います。

浅井 実際、各会の方でもどうでしょうか。広報のところで、学校に対して全部、案内の全校配布に取り組んでおられましたでしょうか。

脇坂 広島司法書士会では、県内の小学校の3年生、4年生、5年生にチラシを作成したうえで、配布をしています。直接配布・発送をするのではなくて、県教委の後援をいただいている関係で、教育委員会のシステムとして、各校に送るシステムというのがあって。教育委員会のボックスにまとめて持つて行けば、そこから市教委さんとか県教委さんが各校に発送するシステムになっていますので。そんな感じで結果的には、3、4、5年生のすべてに行き渡ったということになっています。

中山 福岡司法書士会の広報につきましては、今、お話しがあった広島司法書士会や東京司法書士会では教育委員会にお手伝いをしていただけるということで、福岡でも聞いてみたのですが、うちちはそのようなことはやっていないということでしたので、自分たちで、発送業者に委託して、発送していただきました。数は、福岡市内の市立小学校5、6年生で26000枚。36組の募集に対して、53組応募がありまして、はずれの人が多くなってしまうので、少し増やして、42組を当選とさせていただきました。

浅井 そういう広報というのは、子どもたち全員に行き渡るという形と、規模を考えていかないといけないなということですね。教育委員会のご協力も自治体ごとの決まりがあって。京都は、教育委員会の協力はいただけなかったですよね。

小平	教育委員会は、京都府、京都市とも後援のお願いに行きましたが、後援はいたしました。他会で、教育委員会経由で小学生に自動的に配布してもらえるシステムがあるということを聞いたので、それはいい、京都もそういうシステムはないですかと尋ねたところ、いませんということで。それで、自分たちで発送させていただきました。
浅井	保護者の方々の参加というところですが。京都司法書士会では、保護者席を別に設けてやったんですけれども、福岡県司法書士会でも、保護者席を設けてやられたと思うんですけれど。保護者の方々の感想、評価は、どんな感じでしたでしょうか。
中山	続けて、中山です。福岡では、講師は隣の桟島がやりましたが、おとの対応は、私がチューターをしました。さきほど、松本さんのお話にもありましたように、悪いきまりだという意見が多数でしたが、その後、お子さんたちの意見を聞いたり、他のおとの意見も聞いたうえで、もしかしたら善いきまりかもしれんと考えが変わった方もいらっしゃいましたし、終わった後にすぐ、参加されたお子さんと私の班にいた親御さんと話をして、意見がぜんぜん違う。お子さんは、枠よりはみ出すぐらい悪いきまりだというところにシールを貼る。一方、お父さんは、最初は悪かったけど、他の方の意見をきいて、ちょっと良いか、というところにシールを付けられた。なので、親子で意見が違うので、どうだった、という話を部屋の隅で親子でされていました。
浅井	そういうように、親の意見を聞いて、逆に、子どもがそれを見て、子どもたちの意見はこうだけど、親の意見はこんなことみたいだよ、ということを聞いたときに、子どもたちの反応はどうでしょうか。
金源	あんまり、子どもの方は、親の意見を聞いても、ざわついたりということもなかったですね。なんか、おとなは変なことを言ってるな、というくらいの感じでしたかね。
桟島	自分が講師をさせていただいたんですが、じゃあ、おとの意見も聞いてみようか、ということでおとな班から意見を出してもらっても、できるだけ、おとの意見とは対局の意見を言ってくれた子どもには、「でも、○○君は、違う意見なんだよね」とそれはそういう意見もあるんだだと紹介しましたが、あえてそれを子どもたちに、それを受けてまた話し合いをしてもらったりということはしていません。
浅井	実際、例えば、学校の中で、これは松本さんにお聞きしたいのですが、各班の意見交換で、この班はこうだ、この班はこうだ、いろいろ意見が出ると思いますが、そういうやりとりの中で、お互いに子どもたちが気づく、お互いに気づくような工夫、何かされているのでしょうか。
松本	グループの中や、他の班とお互いの意見が違ってくることが多いので、そのときは、理由ですね。なんでそう考えたのかという理由。それが納得できるかできないかということ。納得できる理由の意見だったのかを考えさせるということですね。
浅井	意見交換ばかりではなくて、なぜそう考えたのかということについて、きちんと理解して進めていくとくことが必要ということですね。 京都司法書士会は、初めてやってみて、子どもたちの意見は。広島の話にも、教えることによって教えられると、そういう話があったと思うんですけど。そのあ

たり、初めてやってみて感じたことはありましたか。

小平 そうですね、どちらかというと、親御さんの意見の中に結構多かったのは、「こんなに子どもの意見が出るとは思わなかった」という感想が多かったです。僕も思った以上に子どもの意見が多様に出て、すごく考えているなと思わされました。

浅井 親御さんにとっても発見があった。我々が実際にチューターをさせていただいている中でも、子どもたちの活き活きしていた発言、発見というのが多かったかなと思います。

いくつか質問が来ていますので、具体的な答えをいただければと思います。

(会場質問：Q) まず、手法的なところで、一つめ。具体的に福岡についての質問なので。小学校での授業を 28 回されているということで、何人くらい講師をされているのか、どのくらいのペースでされているのか、講師に行かれる方の授業見学とかされているのかということです。

金源 やはり、福岡の中でも興味はあるけれどもどのように授業をしたらいいのか分からぬという方もいらっしゃいますので、県の中で法教育の先生として授業ができるくらい、みなさんに教えなければならないことがありますし、各支部のエリアの中でやることが多いので、各支部の委員会の中で経験者が教えていくという態勢をとっています。

さきほど、私の話でもあったんですが、ちょっと気合いの入った人だと政治的な話に持って行ってしまうので、そこはブレーキをかけながら。ここはこういうことを伝えて、ここまでにしてくださいね、ということをお話ししたりします。

実際、授業で、大型のスクリーンにパソコンからつないで、まず、データを見せながらセリフをいいながら話を進めていくんですけども。初めの頃は、授業をしているのに力が入りすぎてしまうので、補助として 1 人、パソコン操作係として来てもらってたんですが。やはり予算がかかるということで、司法書士会からお金が出ているということで、なるべく 1 人で全部やるということで、今は、がんばって 1 人で行くようにしています。今は、ちゃんと 1 人で行ってちゃんと授業ができるという人の名簿化を進めているところです。

中山 福岡県司法書士会の場合は、県全体ではなくて支部単位で実施をしておりまして、現在 6 支部あるんですけれど。支部によっては、紙芝居「解釈のちから」を熱心にやる支部、「青少年のための法律講座」というパワーポイント教材を熱心にやる支部、寸劇を熱心にやる支部というようにいろいろあります。なので、集約はできていない状況ですが、おそらく金源さんがいらっしゃる「解釈のちから」を熱心にやっている支部では 10 人くらいますし、私のいる支部は 5 人くらい、他の支部でもできるものがいますので、合計すると 20 人弱くらい紙芝居はできる。講師によって得意不得意の授業はありますが、紙芝居については、そのくらいます。

浅井 (会場質問：Q) もう一つの質問ですが、一人でいくか、二人でいくか、どちらでもグループ学習をしますが、そのときはどうしていますか。各クラスに一人で行くときの工夫、グループ討論をどうやって盛り上げていますか。

梶島 ふだんの授業として学校に行った場合は、基本は班形式にはしてもらっていない。スクール形式で、普段の授業の形式で一人ひとりに考えてもらうという方法でやっています。

浅井 司法書士が行って、クラスの中でいきなりグループ学習というのは難しいです

か？

松本 普段、班活動というのはどこの学校でもたいがいやっていますから、すぐできると思いますけど。

浅井 45分の短い授業の中でという難しさもありますが、今後の課題として、一人講師で行ったときもグループ学習ができるようになっていきたいですね。

(会場質問：Q) 福岡に質問ですが、8月と2月に親子法律教室をされていますが、何か違いがありましたか。

中山 お手元の資料で2回になっていますが。1回め8月のものは広報部の企画で、我々の当時の法教育推進委員会は授業だけをやってくれと頼まれて実施したものでした。企画から広報まで全て法教育推進委員会で実施した2月のものとは違い、参加者も少なかったので。

浅井 部門が違うところの企画だったので、参加人数とかも違ったですね。  
他の会の方にも聞きたいのですが、実際に準備といいますか、特に広島会の場合は中身から考えておられますか、いつ頃からスタートされているのですか。

脇坂 例年、たぶん8月か9月あたりからスタートしてます。その間ずっとやっているわけでもないですが、会議なども月1回くらいのペースから始まって、直前になると回数もつまっていますが。

浅井 福岡はどうですか。

金源 私たちは、すでに教材もあるし、実際の授業でやっているのと変わりませんので、あとは場所を押さえたりとか。一番気になっているのは年内（12月まで）よりも、年明けの方が、これは私たちの都合なんですがいいんじゃないかなと。だけど年度末になりすぎるとまた微妙なので。2月だとインフルエンザがはやったりもするのでたいへんだなと。でも、それくらいしかなかったのもで、どきどきしながらやりました。

浅井 京都はどうでしたか。

小平 まず、日司連の方からの打診があるのが、7月か8月頃だったか、その時にやるかどうかまず決めまして、場所の押さえが半年前からだったので10月頃に押さえて。後は、人数を集めて誰が何をやるかを決めて、実際は3月21日に実施したんですが、年が明けてからいろいろやっていけばなんとかなるかなという感じでした。

浅井 (会場質問：Q) 特別支援学校での実績はありませんか、という質問ですが。

脇坂 広島の過去の例として、手話通訳の方が必要な生徒さんが参加されたことがありました。その時にはそういう対応をしたことはあります。

金源 特別支援学校での実績自体は無いんですが、私が北九州で実施した中学校の生徒さんの中に手話通訳の必要な方がいて、通訳さんが全部手話で通訳してくれました。その方にも手話で意見を言ってもらいましたが、何も問題はありませんでした。

浅井	質問をいただいたAさん（注：会場参加・特別支援学校教員）、実際、支援学校でもこういった授業は可能でしょうか。
会場A	過去2年間、大阪司法書士会さんに来ていただいて（別のテーマで）やりましたが、この教材もやれるんではないかなと思っています。希望があれば、支援学校の子たちにも必要なものなのかなと。支援学校の場合は、高等部くらいの段階になるのかなと思いますが。
浅井	（会場質問：Q）この教材で答えが無い、結論が一つではない、というところ。これを聞いた子どもさんたちの反応、親御さんたちの反応というのはどうでしょうか。
樋島	感想にもあったんですけれども、逆に答えが無いからこそ考えられるし、意見も言いやすい。答えがないし、どう思ってもらっても間違いじゃないし、というところを伝えたんで、それは考える授業として良いのではないですか、と思います。
脇坂	基本的には、広がりをもった解答ができるような質問というのを常に考えていますので、結論よりも理由について、自分でしっかりと考えることが必要だという観点から、そういうような結論のないものでもいいのかなと。
金源	結論がないという終わり方をすると、子どもたちは逆に戸惑ってしまうという姿も何回か見まして。授業が終わってから男の子が来て、「結局、橋は渡つていいんですか？」といわれて「それは、自分で考えるんだよ」と言って帰るんですけど。やっぱりちょっともやもやするよなと思うんですけど。プラスα、私は自分で授業をするときには、みなさん、これからずっと生きていくうえで、いろんな選択を日々しなければならないんだよと、そして、間違って後悔せんような選択をやっていかないといけないんだから、というような話をして、分かってもらうようにしています。
浅井	小学校の先生の立場として、学校では、正解を教えない、といった考え方があると思いますが、正解が無いというような授業の展開、こういう授業はどうなんでしょうか。
松本	恐らく、これからの中学校の教育では、このようなタイプの学習が求められていると思います。実際に子どもたちが社会走出去くときに、解決策が分からない、答えがわからないということはたくさんあります。そういう経験をたくさんしないといけないと思います。でも、教師の方は総合の授業はイヤなんですね。答えがないということで、教師の方は不安になって、答えが分からないならちょっとやめておこうかになりやすいです。答えがハッキリしていると教えやすいのです。非常に矛盾しておりますが。
浅井	学校の先生方も慣れていないんですね。実際に提案されたとき、どんな感じでしたか。
松本	ですから、ぜひ、やってみたいという人と、う～ん・・・という人がいます。
浅井	（会場質問：Q）この紙芝居、どなたでもできる、一度見ればどこの学校でも、どの先生でもできるということを言っていただいたのですが。たとえば、福岡ではかなり実績があるということですが、例えば、司法書士会さんが来なくても自分たち

でできるよ、紙芝居は教師の方でできますよというようなところはありますか。

金源

それは理想で、学校の先生が実際にやってもらえるように意図して作ったんですが、実際に私たちが行くと、その学校の先生が言われたのですが、ホンモノの人には授業をしてもらいたいんだ、ということを言われて。まだ、その段階には至っていないのかなと。実際に学校でも自主的にやっていただきたいというPRもしながら、ニーズがあれば私たちが行って授業をさせていただくというのが、今の福岡のパターンです。

浅井

(会場質問：Q) 法の解釈における安定性、判例などをつかさねた法理論からこうなるべきというところと、逆に法解釈における柔軟性とのバランスについて、どう教えていくかということについて、ご意見があればということで。

桝島

先日行った親子法律教室でもお話ししたんですが。法というのは、多くの人間が必要だと思って作られているのですし、当然、多くの人間がこれはおかしいと思えば変えられるのですし、必要だと思えば新しい法律を作るのです。それが難しく言えば法律なんじゃないかなと思っているので。世論といいますか、同じ意見であれば変えられるんですよ、ということを伝えられればいいと思います

浅井

今までのいろいろな法改正があったのは、そういったところから出てきているのであって、こういった意見があつて法改正があつたんだよということを伝えられればいいということですね。

脇坂

難しい質問ですが。例えば、中学生か高校生くらいになると、ルールがあるてもそれを変える必要性なども教えられる、そういう教材もいいかなと思います。一方、小学生ですと、まずルールを守りましょうということをまず伝えるのかなと。それとルールの可変性について教えるのは難しいかなとも思います。

浅井

確かに小学生にそういった部分を教えていいのかな、ということも思いますが。お父さんでもある桝島さん、いかがですか。

桝島

自分の子どもに対して言うのは、司法書士というよりは親としての目線になってしまいますが。個人的な意見としては、小学校で45分の授業の中で伝えられることは限られてくるし、たくさんのことを探るのはぼやけてくるので、一つに絞って伝えた方がいいと思っていまして。理想を言えば、この「解釈のちから」を受けて、さらにこの授業を受けた子には次はこんな授業をやってみようとステップアップできるようなプログラムができれば理想なのかなと思います。

浅井

学校で教える立場として、こういった違う意見のもの、学校の中でもいろいろトラブルがあつたりして、意見集約するときの工夫、苦労されていることはありますでしょうか。法律という場面に限らずありますでしょうか。

松本

さきほどちょっと触れましたが、ルールがなぜ必要なのかというときに、優れないと考えているのが、さっき紹介させてもらいました「無人島ゲーム」です。ロビンソン・クルーソーに似ています。「ロビンソン・クルーソー」という物語と、「15少年漂流記」を読むのです。読んで、違いを考えていくわけです。要するに、一人で漂流した人と集団で漂流した人。そのへんをどう違うのかと考えていくと、無人島に着いたとき何をしたのかと、何をするべきかということを話し合います。水だとか食べ物だとか、いろいろ意見が出ますが、結局、一人で漂流した場合はルール

はいらない。集団で漂流したときは、必ずどこかでルールに突き当たります。どうしますか、と言っている間にルールの話が出てくる。何か決めなければなりません。例えば食べ物。私の実践の場合は、食べ物をどう分けますか、というところで「均等に分ける」という意見と、「食べ物を見つけた人がちょっと余分にもらつていい」という意見に分かれました。そこで、みんなで話し合いをするわけですが、「それは、何を話しているの?」という話をしていくと、一人の女の子が「これはルールを決めているのと違うかな」と言ったわけです。ああそうかと、そこで初めて、集団で生活するにはルールが必要なのだね、一人で漂流したときはいらないのだねと。そういうように考えていました。

そういう意味で、これは優れた教材ではないかなと思っています。

浅井

ルールづくりという視点から、子どもたちの発想の中から自由に必要性に気づかせる。実際に子どもたちに気づいてもらいたいというか、なぜそうなのか、なぜこのルールがあるのか、というところに着目をしていただければ非常にありがたいのかなということ。そこから、最終、声を出していける子どもたち、将来、大きくなつて意見を発信できる人へと進んでいってもらえばいいのかなと思います。

(会場質問：Q) 次の質問です。みなさんに。親子法律教室、小学校の授業でも、子どもたちが自由に考えて、意見を出せるというのが大切です。子どもの権利条約の「子どもの意見表明権」を行使できる子どもを育てて、これを保障するという観点からもこれらの取り組み、実践には非常に意義がある。実際に、私たちが教育に行くと、教える、教えられるという立場になるので、子どもたちが実際に、こう言つたらこう言われるかなとか、これはどうかなと萎縮するのではなく、ありのままに発言できるように、授業において気をつけておられることがあればご紹介いただければなと思います。

金源

やっぱり、どんな意見が出ても否定しない。ああそうか、そういう意見があるかと。実際、授業をやっていくとだいたい出てくる意見は想定内の意見が出るんですが、それでもむちゃくちやな意見が出てくることもあるんですね。そこでまったく違うやろう、とは言わないようにして、「なるほど、そういう意見もあるんだね」というふうにやっていくと、何だよ、結構ここまで言っていいのかというような感じで、いろいろ意見が出ることがあります。

脇坂

いきなり大人数の前で口頭で発表をするというのは、子どもたちにはハードルが高いので、とりあえず、ワークシートの中で自分の考えを整理する。自分の考えていること、意見をワークシートに書いてみる。それをもとに、一種の原稿じゃないですけれども、それをもとにみんなの前で発表する。最初のハードルを低くして、だんだんステップアップしていくと、子どもたちも意見を話しやすいのかなと思います。

浅井

否定しないということと、一度書いてみさせるということですね。

小平

当然、雰囲気づくり、話しやすい雰囲気を作るということが必要なんじゃないかなと思います。僕の方では、子どもさんが言ってくれたことに対して、僕なりに解釈というか、分かりやすく「こういうことですね」と確認をして、ありがとうございます、と言って進めました。

浅井

傾聴というか、ちゃんと繰り返して、発言してくれたことに対して感謝、ありがとうございますと言って進めたということですね。さっき言つていましたが、答えがないんだよ、何を言ってもいいんだと安心感を与えるのは大事ですね。

- 脇坂 もう一点、子どもたちが何かみんなの前で発言をした場合には、その場でスタッフとかチーフを含めてみんなで拍手をするんですね。それによって、自分の意見が承認、認めてもらえたという、そういう雰囲気づくりもしました。
- 浅井 述べた意見に対して「はい、拍手！」ということで盛り上げるんですね。実際に学校では、どうされているんでしょうか。なかなか意見が出ない、というときに、司法書士に対して、何かアドバイスはありますか。子どもがシーンとしてしまったときに、どうやってテンションをあげていくんでしょうか。
- 松本 やはり、考えられるちょっとしたヒントですね。答えはないけれども、やっぱりヒント、アドバイスをちょっと教師が言ってやること、教師というか司法書士の方がちょっと言ってあげることが必要じゃないかなと思います。答えは一つじゃないから、こちらの方法だけじゃない、あちらの方法もある、ちがう方法もあるというように、一つだけアドバイスするのではなく、これはどう、あれはどうと、二つ三つヒントを言ってやると、それをきっかけにいろいろな意見が出てくる。そういうふうにしていったらどうでしょうか。
- 浅井 なるほどね。まあ、突拍子もないことを言うこと、それを受け入れる我々が受け入れる能力が必要なんでしょうね。実際に、子どもたちが、「善い」「悪い」という枠、その枠からはずーっとはみ出したところにシールを貼ってみる。そういうことでもいいんだよと、しっかり受け止めて、子どもたちの意見、考え方というのを尊重してあげる。それに対して我々が評価する、判断するのではなく、それを受け入れて考えるというのを、我々自身もチャレンジが必要なんでしょうね。
- で、実際に、こういった子どもたちに対する紙芝居の取り組みが広がってきたわけなんですが、松本さんは2年生で授業をされたという報告がありました。どうしてもそのくらいの年齢では言われるままに「うん」と言っている方が精神的に安心感があるかもしれない。そういう子たち、同じ子たちが6年生になったときに同じ教材をやってみたいということですが、どうでしたか。
- 松本 2年生でやっていても、実際は忘れているんですね。実際に次にやってみたときどうだろうかと、ちょっと楽しみにしているんですね。
- 私、ちょっと疑問に思っているのですが、「答えが無い」という言い方に疑問を持っています。子どもたちというのは、答えを求めているというとおかしいですが、一生懸命考えてみて「答えが無い」と言われると、「え、答えは無いの?」と思います。ちょっと違うのじゃないですかね。ちょっと言い方が、思いつかないです。
- 浅井 なるほど。答えが無い？ どっちも正解？ 答えは一つじゃない？ うーん。  
(会場、笑い) なかなかそうですね。答えが無いといったら、答えが無いのに答えるの、となりますしね。子どもたちも迷うのかな。
- 浅井 間違いが無い？かな？ 考えないといけませんね。
- (会場質問：Q) さきほど、松本さんから提言があった、広島司法書士会への注文、教材化について。広島の取り組みは面白そうだなと、実際に行って、見学した人の話を聞いても面白そうだなと。今までの実績として、紙芝居のように教材があって、それを見て、ああそうかやってみようという展開がありますが、そのあたり、今後の広島司法書士会としての取り組みの展開を含めて聞かせていただけませんか。
- 脇坂 そうですね。我々、一つはやっていて楽しいというのがあります。新しいもの

を作る、苦しいといえば苦しいんですが、それに対する一種、スタッフの楽しみというのがあったりして、やめられないなあというところがあります。今までやってきて、例えば、広島の中でいうと、広島市内でやっていますが、いくつか支部がありますので、支部の中で法律教室をしたりできないかとか、そういう話はしています。

浅井 実際に、そういう教材などを充実させて、続編もつくってというような意見もありますけれども、例えばこの「解釈のちから」を小学生ではなく、高校生向けにアレンジしてみて、具体的にどう変わったかとか、いろいろな展開があるのではないか。いろいろな意見があって、いろいろな解釈があって、意見があって、法律がこんなふうに変わっていたとか。非嫡出子の相続権の問題なんかも、最高裁で何度も何度もおかしいと裁判をして、やっぱりおかしいと裁判が出て、法律が変わって、そういう事例なんかにもつなげていけるような教材かもしれませんね。

(会場質問：Q) これから、いろいろ展開があると思いますが、いろいろな先生方に使っていただけるといいんですが、それをすすめるためのネックといいますか、どのように紹介していったらいいんでしょうか。どうしたら小学校の先生にもやりやすく、こんなのは苦手だという先生にも取り組んでいただくためには、どんな工夫が考えられるんでしょうか。そのあたりを打破するために、どうしていったらいんでしょうか。松本さん。

松本 やはり、知ってもらうことですよね、実際に。やっぱり校長先生に知ってもらう、地区で校長会がありますから、そこでちょっと発表させてもらうことができればいいです。あと、私たち、教師の研修会でしてみることもいいです。県とか市町村も研修会をしていますから、その研修会の一環として、県とか市とかの年間計画の中に、法教育の研修会を入れてもらえないかと言うのです。法務省や文科省も力を入れていますとつけ加えるのです。それも一つの方法です。学校に尋ねて行って、校長会等で話をさせてもらうこともどうでしょう。

浅井 なるほど。上を押さえるというか、上からも広げていくと同時に、底辺からも裾野を広げていって口コミで、あるいは転校した先でもしていただきたいとお願いしていくのもいいのかなと。そのためには、きちんと教材としての「解釈のちから」があるので、その実績というのも、全国で 10 司法書士会がやっているということで。司法書士が小学校で、ということには学校の先生方が認識の無いところを取り除いて、これだけ実績もあがっているんだというところも、これから PR していかなければいいのかなと思いますので。

今日、いろいろな司法書士会から来ていただいているみなさんも参考にしていただいて、やっていただければいいのかなと思います。広島司法書士会もぜひ、教材を作っていただいたらいいのかなと思います。

あと、日司連の方で、何か具体的な情報とか、日司連の取り組みの情報とかあれば、発言していただけませんか。

森 はい、森（注：日本司法書士会連合会法教育推進委員会委員長）です。親子法律教室については、予算の方が厳しいところもありますが、少なくとも、今年度も費用助成は継続してするということになっていますので、今日お越しの司法書士会でまだやっていない、やってみたいというところは、ぜひ応募していただければというふうに思っています。

あと、もともと「解釈のちから」は3部作ということで、「相談するちから」「提案するちから」。これを日司連で予算をつけまして、2年=今年度と来年度で作成チームを作つてやろう、ということになっています。日司連は東京の四ッ谷にある

ので、予算の都合があって、旅費の問題がある。関東の東京、神奈川、埼玉、千葉から2名ずつ出ていただいて、プロジェクトチームをつくって、一度に「相談するちから」と「提案するちから」を作ろうということになっていまして。相当たいへんじやないかとも思うんですけども。久保山力也先生にも参加をお願いしています。各方面にも協力をお願いすることになるかもしれません、取り組んでいきたいと思っています。

浅井 それでは、会場の方からも、何かご意見とか、もっとここを聞きたいとか、この際、発言をという方がいらっしゃれば。

会場A ご存知の方も多いかもしれません、先ほど話題になった宣伝の仕方の件で、少しだけ情報提供と思いまして。市や府の教育委員会ももちろん大切なんですかでも、例えば、何か宣伝物を配りたいというときであれば、僕は社会科ですが、府社研とか、大阪府小学校社会科研究会とか、府小研、府中研、府高研、だいたいありますので、そういうところ、半官半民というか、だいたい会長さんを社会科出身の校長先生で、会員は社会科の教員で、そういう研究会の会長さん、事務局長さんなんかに連絡をとっていただければ、へえ、そういうのがあるんですかと、だいたいの配布物は配っていただけるので、そういう研究会がありますので、連絡をとっていただければいいのかなと思います。あと、公の組織としては教育センターといって、初任者研修などをやっているところもだいたいどこでもあります。そういうところに言えば、出張扱いで行ける研修として実施ができますので、そういうところに持ちかけるのもいいかなと思います。

浅井 ありがとうございます。そういう教科の研究会の先生を誰か知っていますかということで、紹介してもらったりですね。

ほかに何か、会場からご意見はないでしょうか。

小牧 事務局長の小牧美江です。今日の資料1の「基本情報」の中に、一番左の下の方に「小学校教員の見学」という欄があったと思います。実は、この質問は意図をもってアンケートの問い合わせに入れました。というのは、小学校の教員の方に、せっかくの機会に見学してもらったらいいやんと思いまして。ですので、アンケートを各会に届けたときに、ちょっと、そのことに気づいていただけたらなと思いまして、あえて質問に入れました。

今後、会場の受入れの広さとか、いろいろ事情があるかと思いますが、せっかく開催のチラシを小学校に配るのであれば、その際に、ぜひ、小学校の先生にも、学校から一人でも見学に来られませんかと、アナウンスをしていけば。本当に興味のある先生と知り合いになれるチャンスもありますので、ぜひ、考えていただきたいと思いました。

浅井 ありがとうございます京都でもその意見があるて、案内文にはそのことを書きましたが。いかがでしょうか。

脇坂 広島は、昨年度は、そういうことはやりませんでした。昨年度は、全国の司法書士会さんに見学をしませんかと案内をさせてもらいました。それに加えて小学校の先生方にも別途ご案内するのはそれほどたいへんではありませんので、考えてみたいと思います。

中山 福岡では、これは考えてはいないんですが、以前は、北九州地区、金源さんの地区では、その地区的校長先生が授業参観に来てくれて見ててくれたということがあります。

まして。先ほど、校長先生にアピールするといいというのがありました、実際に現場の教員の方にももちろんですが、校長先生に見てもらうというチャンスがあれば、見ていただけるといいかなと思います。

浅井 次年度以降、ぜひ、意識してやっていただければなと思います。  
では、そろそろ時間になつてきましたので、最後に一言ずつ。お願ひできますでしょうか。

中山 私の方からは、親子法律教室につきましては、広報の仕方であるとか、日司連の助成金の関係で開催しやすい。それから広報的な効果があつて、メリットもありますので、積極的に取り組んでおられる司法書士会も多いと思いますが、ぜひ、個別の小学校にも積極的に行っていただきたいと思います。私自身が思うのは、一方向的な、例えばスライドを見せて一方的に講義をして知識を与えていたりということとは違いまして、どんな答えが出るかわからん。まさに即興でなんですね。即興で教える力が身につくとか、新たな発想も得ることができるということで、高校生、中学生、それ以上の方を対象としたものとは違う醍醐味、やり甲斐を感じることができますので、ぜひ、前向きに取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

桝島 小学校で授業をするとき、私が初めてするとき一番怖かったのは、小学生に意見をもとめて、その意見を拾いながら授業を進めていくので、完全なアドリブです。なので、研修の講師を何回か経験してましたが、やっぱり一方通行ではないというのがすごい不安でした。それで、金源さんのお話しに出でていました原田大輔先生に、「先生、どうしたらいいんですか」というふうに相談しましたら、原田先生からひとこと。魔法のうなづきがある、相づちがあるよ。「なるほど」。(会場、笑) 困ったときは「なるほど」と言って、小学生に、必ず意見を拾いなさいと。そうするとどんどん広がっていくからと。ですから、困ったときは「なるほど」と、言ってもらうと、非常にラクに授業は進められるのかなと、今までの経験上思います。

金源 みなさんの話を聞きながら、こういうことも考えていたなと思い出したんですが、実は無茶苦茶な話ですけれども。私たち、「解釈のちから」を作っていたときに、これは、日本だけじゃなくて、世界でも使えるものにしようよと。これを韓国語とか、中国語とか、タイ語とか。アジアの方の教材にしてできるようにして、作ろうよと考えたときがあるんですね。世界では7という数字がとてもラッキーで、受け入れられやすい、ということを久保山先生が言われるもので。一応、登場人物は7名。いつでも世界に羽ばたけるようになりますので。日司連あと2作、作っていただけたら、ぜひ、3巻まとめて世界の学会に持っていくくらいの気持ちでいたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

松本 私の方からは、教材のパッケージ化をお願いしたいということです。と、もう一つは、学校へのアプローチです。例えば、社会科の教師は、法教育に近いのです。だから興味をもっている方も多いと思います。とりあえず何かを学校あてに送ると、そのへんの棚にはまつてしまつて終わりということもあります。ところが社会科の教師あてに送つていただくと目にとまることがあります。何か、学校に持っていくときも、校長に持つて行くのもありますが、小学校でも社会科の担当の先生があり、教科の担当がいるのです。先ほども言っていたように小教研、小学校の教科の研究会もありますし、学校の社会科の担当というのもありますので、そういうところを窓口に、連絡をとつていただければと思います。

脇坂 少し理念といいますか、やっぱり法教育をなぜやっていくかというところで、やはり、将来の社会を作っていく、担っていく子どもたちに対しての、一つ、我々おとなの側の一つの責任だと思うんですね。それから、将来の公正な社会をつくっていくために我々は何ができるのかという、そういう視点からも、子どもの授業に少しでも関わっていきたいと思います。

小平 やってみて思うんですけれども、とてもいい教材だと思います。教材はありますんで、あとはマンパワーだけあればやれると思います。責任者をやらせていただきましたが、やってみて、それほどたいへんではありませんでした。それなりの成果もありましたし、大きな事業をやったという実績にもなりますし。ぜひ、やっていただければなと思います。

浅井 少し予定の時間を超えましたが、これで研究会を終わりたいと思います。本日は、みなさん、ありがとうございました。

(終わり)